

議会だより

12月定例会の様子



平成16年
12月定例会のようすを
報告します。

2ページ～村政報告

12月14日～16日まで開かれ、次のよう
な報告がありました。

＊杉並区とのまるごと保養地協定の締結
について

＊沖縄県東村交流の翼来村について

＊喜多方消防署北塩原分署庁舎落成につ
いて

＊交通事故死亡事故五〇〇日達成について

2ページ～一般質問

＊来年度の予算編成について

＊農業の振興について

＊行財政改革について

＊高校への進学援助について

＊国民健康保険税減免について

＊自立に向けた平成17年度以降の財政シ
ミュレーション、財政政策、行政改革

について

＊自然公園法の見直しについて

＊特区申請について

＊活性化センター周辺の整備について

＊来年度に向けた予算と事業内容につ
いて

9ページ～議案審議

＊慎重審議のうえ原案通り可決されまし
た。

10ページ～請願陳情

10ページ～傍聴席から

＊あなたも傍聴してみませんか

12月 定例会

12月14日～16日

招集 挨拶

村長



村政報告

1. 杉並区とのまろごと と保養地協定の締 結について

締結式と調印式が10月31日と11月1日の両日、裏磐梯においてめでたく挙行することができました。これは、議員各位、並びに関係者のご支援とご協力の賜と深く感謝申し上げます。次第であります。

北塩原村過疎地域自立促進計画等 が可決されました

端として、4泊5日で共同生活体験をモデル的に始めるものであります。その第一候補地として当村が挙げられており、当村が指定されるものと期待をしております。

2. 沖縄県東村交流の 翼来村について

9月17日から20日までの4日間、東村の中学生16名、引率者4名、総勢20名が本村を



訪れ、ホームステイを通して親交を深めました。

3. 喜多方消防署北塩 原分署庁舎落成に ついて

観光地にふさわしい自然に調和した庁舎となり、救命救急体制の充実が図られるものと期待されます。

4. 交通事故ゼロ 五〇〇日達成につ いて

村では、昨年6月14日以来交通事故死亡事故ゼロが続いており、今年10月25日をもって五〇〇日を達成いたしました。翌26日、会津地方交通対策協議会長より表彰を受けたところであります。これを契機として、さらなる努力をしてまいる所存であります。

一般質問

1

3番 小椋 元



1 来年度予算編成につ いて

- ①三位一体改革で、当村に及ぼす影響はどのような事が考えられるか。
- ②新年度の重点施策は何か。

助役 政府与党が決定した三位一体改革の全体像は、次のとおりであります。

国庫補助、負担金改革については、平成17年度及び18年度予算において3兆円程度の廃止縮減を行う。税源委議については概ね3兆円規模を目指す。この税源委議は、所得税から個人住民税への委譲によって行う。地方交付税には平成17年度及び18年度は、地域において必要な行政課題に

対しては適切に財源措置を行うなど、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、国、地方の双方が納得できる形で歳出削減に引き続き努めるというものです。

全体については合意されたわけですが、国庫補助、負担金の廃止、縮減される項目がすべて提示されていないこと、また地方交付税については、国の予算が示されていないことなど不透明な部分が多く、当村への影響について、現時点での予測することは困難な状況です。

村長 景気は、特に地方においてはまだまだ厳しい状況にあります。税収の伸びが期待できない中、国では三位一体の改革による補助金や地方交付税の削減を押し進めており、地方をとりまく財政事情は極めて厳しいものがあります。

このような状況を踏まえ、来年度の予算編成の基本方針は自主財源の確保、効率的な財政運営、真に村民が望む事業への重点的、優先的な配分の3点であります。

重点的施策は、一点目が観光と農業の振興により村民の

所得の向上。二点目は、保健医療、福祉のトータルケアによる健康と福祉の充実。三点目は、子育て環境や教育環境の整備による村の将来を担う人づくりです。4点目は、上下水道、村道、農林道、消防施設などの生活環境の整備による安全、安心な村づくり。5点目は、行財政改革の推進による経費の節減や自主財源の確保であります。

再質問

三位一体改革の全体像は示されたが、村に与える影響はまだわからないので、来年度の事業、観光と農業、あるいは健康づくり、子育てということしか述べられないと思うが、来年度の目玉事業というのは何か、三位一体とからめて説明いただきたい。

助役 今月20日に財務省原案が出され、24日に政府案が出るという流れになっており、先ほど申し上げた全体像の中で、はっきりしない点がいくつかあります。

例えば一般財源の捉えかたに財務省、総務省で意見が食い違っており、臨時財政対策債は一般財源に含むのか含めないのかという問題、あるいは3兆円の補助金縮減と言っていますが、16年度を含めて2兆4千億円にしかならないが、生活保護費、児童扶養手当関係は先送りされている状況ですので、国の大きなところが決まらないと、村としてもその影響を具体的に示す事ができないということです。

村長 来年度の予算編成については、新年度の重点施策を伺うということであり、重点事業についての通告がなかったもので、我々は施策について申しているわけであり先ほどの答弁のとおりです。

再々質問

来年度予算の編成についてどう考え、どういう事業を考えているのかという問いかけだが、来年度の事業は何かを通告していないからこれでいいという答弁は通用しない

思うので、再度、来年の事業はどのように考えているか伺う。

村長 先程申し上げたとり通告されていない分に対しては答弁できませんので、通告はきちんとお願いします。

2 農業の振興について

① 今年の米価下落をどのようにとらえているか伺う。

② 村は、農業の振興策をどのように図っていく考えか伺う。

産業政策課長 今年、平年並の収穫と近年の慢性的な米余り現象により米価が下落したものです。

新たな米政策改革に伴うものとして、米価下落の影響を緩和する対策として、稲作所得基盤確保対策に加入している方に対しては、価格補てん金が増加されます。

今後、多様なニーズに対応した米づくりを促進し、村のみならず農家、農協等の連携により、売れる米づくりに取り組んでいきます。

二点目について、村の第三

次総合振興計画に掲げております安全で安心な農業生産の振興、農産物の地域内流通の促進、地域に合った作物の振興や特産品の開発、農産物の高付加価値化、担い手の育成確保、農作業の省力化、低コスト化の推進等による一層の観光との連携による農業経営の安定と所得の向上を目指した対策を講じて行きます。

再質問

農業の振興について、この仮渡金で米価が昨年より4千円も下がっている。終値から見ればそれ以上と思うが、その辺をどのように捉えているのか。村は二大産業として位置づけているが、大変な所得の減になるのではないかと思う。

農協で、今年は農業再生産資金というものを創設して融資しているがどのくらいあったのか。去年は災害だから利子補給などをしたが、今年は全然考えなかったのか、相談もなかったのかどうか伺う。

また、農業の振興策だが、高冷地、早稲沢近辺で、毎年のように雨による災害で、畑が流れたり腐ったりという被害が出ているが、そういう所を村の農業振興策としてどのように考えているのか伺う。

村長 村全体の中でのものの考え方ですので、ご了承をお願いしたいと思います。

再々質問

農業振興についても、現在、米の状態は誰でもわかってる訳ですから、村は米についてどのくらいの減収なのかくらい捉えていないのか。

農協では、来年の再生産にかかる資金援助として実施したわけだから、それをただ見ていいいいのか。また、高冷地、早稲沢近辺災害の問題について、どうして答えられないのか。

村長 農業全般の基本的振興策をどのように図っていくか

ということですから、その基本的な考えを申しているわけですので、その中身については一切通告ありませんので、施策として、農業は基本的にこのように振興して行くということですよ。

3 行財政改革について

公施設の管理運営をどのように改善していく考えか伺う。

企画政策課長 公の施設については村民の利便性、あるいは効率性等を考えながら、指定管理方式か直営方式か、必要に応じて条例化を検討して、適切な管理運営をしてまいります。

再質問

村は今後5年間で、2億3千万円の歳入不足、1年間に4、5千万の不足等を予想しているが、実際、人件費の削減や新しい財源を求めているだけでは絶対間に合わない数字ではないかと思うの

で、公の施設への無駄づかいをまずは正すべきと思うが具体的な数字でどのようにまかなおうとしているか伺う。今、大金をつぎ込んで作った施設が、果して財政上村のためになっているか伺う。

企画政策課長 公の施設というものは、各地区にあるわけですから。その全体を一つの公共施設と考えて、効率性とかを考えながら、直接がいいか、指定管理がいいのか条例化を検討して進めていきます。

再々質問

行財政改革ですが、今日の新聞によると、第3セクターの債務超過、これは廃止か民営化を検討しなければならないのではないかと出ているが、今、真剣にこの行財政改革をしていかなかったら、自立2年目になるわけだが、4役の5%、10%減額で片づく話ではなくなると思うのだが、公施設が重荷になっていないならなっていないと、実際

数字を出して答えて下さい。

村長 村は一施設だけでなくて全部の施設の管理運営をしているわけですので、先程の答弁のとおりです。

そして施設の管理運営に対する中身を述べてくれというなら中身をもう少し検討して通告して出していただく様、これからはお願いします。

4 高校への進学援助について

バス通学も下宿も同じく援助すべきと思うが、その考えがあるか伺う。

教育長 村では高等学校通学の保護者負担の軽減を図るため、通学バス定期券の購入補助をしております。この制度は、磐梯東都バスによる定期路線バス運行に伴ない、バス定期券の購入補助により、親元から通学できるようにするものであり、下宿については補助する考えはありません。また、バス利用が高まれば、路線バス運行の村負担もそれだけ少なくなり、その意味では、磐梯東都バスに運行補助

する分を保護者に補助し、負担軽減を図っております。

再質問

高校への進学援助について、これは村からバス会社に援助する運行補助金の中に入っているということだが、現在村に高校生が百名以上いる中の20名くらいがバス通学しております。その外は、自転車や、送ってもらったり、または下宿という形もあると思うが、全体がバス通学というわけにはいかないわけですので、この事業の延長線上として考える必要があるのではないかと思うが、なぜ通える人だけに援助するのか答えて下さい。

教育長 バス定期券の購入補助をすることにより、親元から通学できる高校生に補助するものであります。したがって、保護者の方々の負担の大きさも十分理解できますが、下宿の高校生に補助する考えはありません。

再々質問

バス通学は村が地域格差をなくすための一つの交付税みたいなものではないのかと思うが、果してバス通学だけに援助して地域格差がなくなるのかということだが、考え方としてどうか伺う。

教育長 地域格差を考える必要があるのではないかとという質問ですが、先ほども答弁したとおり、やはりバス定期券に対する助成も是正の一つと考えられます。

とりあえず今のところ、高校生への下宿については、補助する考えはございません。

5 国民健康保険税減免について

減免範囲を広げる考えがあるか伺う。

住民ふれあい課長 国民健康保険税の減免については、地方税法第七十七条の規定を受けて、村の国民健康保険税条例の中に減免を規定しており

ます。したがって、減免の範囲を広げる考えはございません。

再質問

払えない人が出てくる可能性があるから減免条例があるのであり、地方税法の七十七条に災害、貧困、その他特別な事情がある者に対し減免することができるとあるが、村の条例には貧困というところが含まれてないが、どうしてか伺う。そして、この貧困という項目を加えるならば、この滞納問題を解決する部分があると思うが、どうなのか伺う。

住民ふれあい課長 基本的に、国民健康保険は、助け合いの医療制度です。国保税という表現はしていますが、いわゆる生命保険料的なものです。税公平の負担の原則からしても、滞納分をどうしても払えないということで減免することとは、制度上許されるものではありません。

再々質問

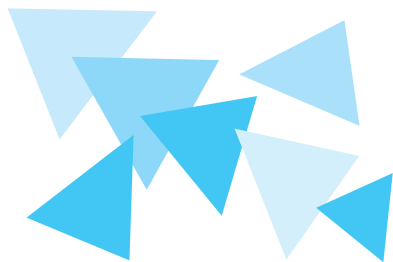
国民健康保険は、原則として誰でも加入することになっているので、その中にどうしても保険税を払えない人が出る可能性が十分に考えられるから、この減免制度があるのであり、この制度を利用するのが悪いみたいな答弁はおかしいのではないのか。税金はみんな同じく払わなくてはならないが、払えない人のためにこの制度があるのだと思うが、なぜ減免制度があるのか答えて下さい。

住民ふれあい課長 減免制度は、地方税法の第七十七条に、一つ目は、天災その他特別な事情、二つ目には貧困により生活のため公費の扶助を受けている者、三つ目がその他特別の事情がある者ということで、いずれも村の国民健康保険条例の定めるところによるということです。

村は天災を中心に、それとも一般村民と事業者とに対象を区分しています。減免しなければならないと

いう事由が発生してからでなく、滞納が積み重なって、それを減免するということは、道理が通らないと思うので、村としては滞納者への減免についてはできません。

なお、参考までに低所得者に対しては国保税の軽減を行っております。それは平等割と均等割が対象で、7割、5割、2割の軽減になっており、その中の50%以上の方が軽減の対象となっております。それについては国から保険基盤安定、高齢化率が高いということでの交付金が交付されます。



一般質問

2

5番 佐藤 正男



1 自立に向けた平成17年度以降の財政シミュレーション、財政政策、行政改革について

事実上平成17年度以降が自立宣言後の予算となるわけだが、未だに財政シミュレーションが具体的に村民に示されていない。そのような中で、当村の依存財源である交付金については、70%を超えている。又、国の概算要求においては、昨年に引続き公共投資、補助金、交付金についても大幅削減の傾向にある。そのような厳しい状況の中、当村の自立に向けた財政政策、行政改革、財政シミュレーションについて、

村当局はどのように考えているか、村民が理解できるように具体的に詳しく答弁願いたい。

助役 平成15年12月議会において、どこの市町村とも合併しない自立宣言を行ったところでありますが、その後、住民代表の方々の意見を踏まえ、村行財政改革推進計画を策定いたしました。

また、各地区において村政座談会を開催し、その内容を説明してきたところです。村民の方々にはその座談会での説明、村広報等によるお知らせなどにより理解をいただいたところです。

国の概算要求では、地方交付税交付金は今年度とほぼ同額となっており、今後、財務省内示が予定されており、その状況を見極めながら、平成17年度の予算編成に当ります。

今後の財政シミュレーションについては、歳入の大部分を占める交付税、補助金について国の今後の方針が固まっておらず、お示しできないのが現状です。

村は、行財政改革推進計画に基づき、将来にわたる自主財源の確保に努めております。また、確保した財源をでき

るだけ次年度以降に繰り越すなど計画的、効率的な財政運営に努め、安全で活力ある村づくりに全力で取り組んでまいります。

再質問

16年度の地方交付税については、福島県90市町村の平均減額率がマイナス12%だったと新聞に発表されている中で、村当局は来期の交付税をどの程度見込んでいるのか。また、その中で合併特例法期限後の段階補正額の見直しをどう見ているのか。臨時財政対策債の制度利用について、今までも、今後とも利用可能と見ているのか。今後どのように考えているのか伺う。

助役 本村においては8月に交付税の本算定があり、当初見ていたよりも3%程度減額で済んだというような経過があります。これは具体的に言うところ、基準財政需要額、収入額、起債の償還というのがありますが、村は過疎債、辺地債とかがあるので、国でも減らせ

ない部分であり、他の町村よりは少なかったということですね。

それから今後の段階補正については、現在では総務省の原案として、概算要求、三位一体では総額は確保するという言い方をしているが、総務省と財務省ではいろいろな意見が食い違っており、国の原案を作るのは財務省ですから、20日に財務省原案が出てくる時点で交付税がどうなるのかを、我々もその動きを注視しているところであり、交付税を減らすとすれば段階補正についても変えてくるのが考えられます。

臨時財政対策債については、例えばこれを一般財源として見れば、国と地方は折半するというルールがあるので、地方交付税は4千億減らされ、臨時財政対策債も4千億ということになってくるわけです。いずれにしても、総務省と財務省の見解が違うということで、17年度予算について交付税等がまだ把握できない状況です。

そのような状況であるので、18年度以降もどうなるのかということを考えますと、なかなか皆さんに財政シミュレーションを示すことができない

ような状況です。

再々質問

今の答弁によると、総務省と財務省とのすり合わせとか考え方が明確になっていないので、当村の平成17年度の計画なり今後のシミュレーションが全く検討もつかないというように聞こえるが、今まで合併問題の中で、自立するためには、何年か先まで臨時対策債で対応するというのは我々に示しているし、予想はしているのに、今、平成17年度の予算が計画も立てられないような状況なのかを詳しく伺う。

また、自立に向けて何が必要なのか、もっと具体的に、例えば費用対効果の面について等、その辺を伺う。

最後に痛み分けというようなことだが、このような経済が疲弊している中で、痛み分けと言いつながら村民負担を増やすような財政シミュレーションは、私はこれから困る

と思うがその辺を伺う。

助役 17年度予算については国の方針がはっきりしないということ、70%の依存財源という村の現状を考えますと、それが大きな割合を占めており、本当に交付税が1億増えるのか減るのかによって来年の予算編成が変わってくるわけです。

現時点では、各課から17年度予算要求が20日まで出てきますが、その中でとにかく財源を確保して、翌年度以降に繰り越していくという考えです。

以前に財政シミュレーションを示したが、その後の国の動きや村の状況等も変わってきているので、その中で財政全体を考えていく必要があると思っています。

自立に向けて費用対効果を考え、できるだけ経費節減、効率的財政運営をこれからも図っていくということで、今年3月に策定した行財政改革の計画に沿って庁内の機構改革も実施していますし、その削減をしたり、手当等の見直しをしています。

物件費等についても、民間的な考え方を取り入れて、企業感覚でできるだけ削減し

ていくということであるし、一部、外部委託についても診療所、あるいはサイトステーションも指定管理者制度を導入し、財政計画に基づいて取り組んでいくところなんです。最後に痛み分けということですが、まず役場ができるだけのことをやり、村民の方にはできるだけ痛みを与えないということではやっていきます。

具体的に17年度予算ということですが、交付税については、ある程度の計画はしていますが、ふたを開けてみないとわからないということ、それにより歳出の削減をもっとせざるを得ないということになって来ますが、今、予算査定段階になっておりませんので具体的な数字を示すことができません。

一般質問 3

2番 遠藤 栄久



1 自然公園法の見直しについて

自然公園法の5年に一度の見直しについて、対応を伺う

観光政策課長 環境省による国立公園、裏磐梯地域の公園計画の見直しについては、概ね5年ごとに自然公園区域の計画の見直しがされ、今回の見直しについては平成8年以来のもので、その内容については、平成17年の春に環境省の審議会に付議される予定であると聞いております。

これを踏まえ、現在、公園法の許可について環境省より事務受託をしている県が事務局となり、村や地域の代表の方々、自然保護団体などで

構成する美しい磐梯高原の自然と景観を守る地域ネットワーク会議を設置して、自然公園の利用と保護について地域の意見を吸収し、見直しに反映させるため、それぞれの立場から意見を聞いて検討しているところなんです。

村としても、この中で利用と保護についての意見を今述べているところなんです。

再質問

自然公園法ですが、近年、規制が厳しくなり、景観条例等、特にこれから冬のわかさぎ釣りなどが必要となる、駐車場も去年まで使っていたところのはだめだとかトイレも置いてはだめだという問題が発生しております。今スキー客が減少する中、村当局として、これから問題についての対策を伺う。

観光政策課長 規制については、近年厳しくなったということではなくて、環境省としても、特に保護関係について

もっとしつかりしてもらいたいと言う話があり、それで今回、規制の厳しい中、例えば松原湖、小野川湖一周の中で駐車場、あるいはキャンプ場がどうしたらできるのかということでも話し合いを進めてきたわけですが、一つの方法として、国の公園計画の中に入れ、公園事業として実施していくという方法があるとか、今回、ネットワーク会議の中で、松原湖の辺に駐車場が必要ではないかとか、栈橋が必要ではないのか、キャンプ場が野営事業として実施したほうがいいのではないかというような意見が出されており、今後これらの話を環境省で検討していくようになり、今の段階ではつきりしたことは申し上げることができないのが実情です。

2 特区申請について

グリーンツーリズムのなかで、特区申請などの対応で観光と農業に生かすことが不可欠と考えるが、取り組みを伺う。

観光政策課長 特区の制度は、地方公共団体や民間事業者等

の自発的な立案により、地域の特性に応じた既成の特例区域を設け、この区域での構造改革を進め、地域経済の活性化を図る制度であります。

今、村にとりまして経済活性化のためには、農業と観光の振興を図ることは大変重要であるので、村民のニーズに応えることが現行の国の制度でできない事項について、ご指摘のように特区制度の利用などにより必要な改革を進め、検討していく考えです。

再質問

近くの町村では、どぶろく特区ということで特区指定になっており、お客さんに無料で提供して喜ばれているそうだが、当村でも今後特区申請できないものか伺う。

また、グリーンツーリズムの中で一般農家が特別な設備もなく宿泊業が出来るようになってきたので、例えば大塩、北山地区でも希望する農家の方がいれば、宿泊業をしていったほうがいいと思うが、その対策を伺う。

観光政策課長 どぶろく特区関係について、この特区を利用するにあたり、なぜここにそういうのが必要なかが大前提であり、その区域を設定する必要があります。

今後、地域の方々と話し合いをしながら、検討していきたいと考えております。

農家民宿の関係については、県で旅館業法の関係、規制の緩和等で現在検討しているということですが、村の実情も考慮しながら、今後、農家の方が民泊ということを考える必要が出てきたときに対応したいと考えております。

一般質問 4

1番 五十嵐力雄



1 活性化センター周辺の整備について

活性化センターの駐車

場整備とイベント広場の整備について、周辺の整備を早急に実施すべきと思うが、村の考えを伺う。

村長 活性化センターの周辺

については、以前から大塩の空き地がある場として、いろんなことを検討して来たものの、いい案がなかったわけですが、今後の大塩の一番重要な地点でありますので、多くの方々が利用できる、そして交流の場としても使えるような、公園的なものにして行きたいということ、今素案を考えているところであります。そして来年の、予算編成の中で考えていく方針で、今進めております。

2 来年度に向けた予算と事業について

①杉並区のまるごと保養地協定について、今後どのように推進するのか伺う。

②若者定住を促進するための雇用の場として企業等誘致についての考えがあるか伺う。

企画政策課長 11月の1日に

保養地協定が締結されたわけですが、今後、夏のイベントとして一五〇万人の阿波踊りとか秋のイベントでジャズコンサート、その他写真展など各種イベントがたくさんある中で、その中で村のPRを進めたいと考えております。

さらに、杉並区からの中学校の共同生活体験ということ、その受入れなど、杉並区との連携を深める考えですが、受入れ側の努力、サービスもこれから大事であり、その動向が今後左右して来るような状況であると思います。

村はそのような指導体制で進めながら、一つひとつ着実に定着を図ってまいりたいと思います。

村長 企業等誘致については、現在厳しい時期であります、今後何年かけて取り組みをし、北山、大塩地区の対策としては働く場所を確保していくことが地区発展につながっていく一番重要な問題であると考えております。

来年の予算からはこの働く場所の確保、企業誘致に向けた取り組みを全面的に展開していくという考えでおります。又、それと同時に村内企業の育成も働く場としての確保

です、今ある公営あるいは村内の各事業所の育成に努めていくという事がこれから大切なことですので、来年の重点施策として取り組んで行きたいと思っております。

再質問

杉並区のまるごと保養地協定について、宿泊施設との観光交流が開始されたが、今後中学校参加の自然体験や農家ふるさと体験を進めたらどうかと思うが、どう考えているか伺う。

若者定住の企業誘致について、村長は4期目にはソフト事業に力を注ぐと言っておるが、村民が一番不安のあることを一つひとつ解決していくことが行政の力だと思いの、それを予算化し、推進すべきと思うが、どうか伺う。

企画政策課長 先日杉並区教育委員会が第一団として来村され、それから中学生の共同生活体験等いろんな体験をさせるということ、学習の一

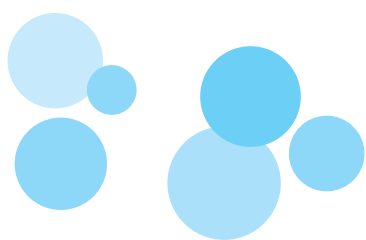
環として考えるということであるので、今後中学校参加の自然体験や農家ふるさと体験も、村は受入れをしていくことで考えております。

村長 若者定住については、先ほど申し上げましたのでご了承承りたいと思います。

再々質問

杉並区との交流に対しての、17年度の予算的なことについて、考えを伺う。

企画政策課長 これから予算編成をしていく中で検討しながら、杉並区との交流ができるように予算化をして行きたいと思っております。



つぎのようなことが可決されました !

12月定例会 (12月14日～16日)

議案番号	件名	内容
報告第 3号	平成15年度株式会社北塩原村振興公社事業報告及び決算書について	平成15年度の事業、決算についての報告がありました。
報告第 4号	平成15年度裏磐梯デコ平開発株式会社事業報告及び決算書について	平成15年度の事業、決算についての報告がありました。
報告第 5号	平成15年度裏磐梯猫魔スキー場開発株式会社事業報告及び決算書について	平成15年度の事業、決算についての報告がありました。
議案第70号	北塩原村過疎地域自立促進計画について	平成12年度に策定した前期の過疎計画が16年度で満了となるため、平成17年度から21年度までの5カ年間の後期の過疎計画を策定するもの。
議案第71号	北塩原村不当要求行為等排除対策条例	村の事務事業に対する不当行為及び暴力的不当要求行為に対して、不当要求行為等排除対策委員会を設置し組織的にその行為を排除して行くもの。
議案第72号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員の寒冷地手当の基準日及び手当額を改正するもの。 賛成9：反対1で可決されました。
議案第73号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	単純な労務に雇用される職員の寒冷地手当の基準日及び手当額を改正するもの。 賛成9：反対1で可決されました。
議案第74号	北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、条例で規定する条文の条項を異動するもの。
議案第75号	北塩原村育英事業基金条例等の一部を改正する条例	繰替運用規定の定めのない各基金条例に繰替運用規定を設け、ペイオフ前面解禁へ備えるもの。
議案第76号	北塩原村児童館条例の一部を改正する条例	松原児童館を取り壊すため、条例の条項の一部を削除するもの。
議案第77号	平成16年度北塩原村一般会計補正予算(第4号)	既定の歳入歳出予算の総額から2,578千円を減額し、30億63,544千円とする予算。
議案第78号	平成16年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16,602千円を追加し、3億32,176千円とする予算。
議案第79号	平成16年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,726千円を追加し、1億7,739千円とする予算。
議案第80号	平成16年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第2号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ521千円を追加し、6億90,142千円とする予算。
議案第81号	平成16年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,716千円を減額し、1億90,512千円とする予算。
議案第82号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	次の方が満場一致で選任されました。 (住所) 北塩原村大字松原字早稲沢552番地 (氏名) 小 椋 敏 廣 (生年月日) 昭和26年6月28日
議案第83号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	次の方が満場一致で選任されました。 (住所) 北塩原村大字大塩字寺ノ前423番地 (氏名) 斎 藤 甲 (生年月日) 昭和11年11月20日
発議第 5号	理不尽な地方交付税の削減反対の北塩原村議会運動の展開決議について	理不尽に地方交付税が削減された場合、北塩原村議会として行動を起こす決議

請願・陳情

▼趣旨採択となったもの
○教育基本法を早期に改正するために意見書提出を求める請願書

〈陳情者〉

喜多方市字前田

四九四〇―一二

日本会議福島県本部

「日本の教育を考える会」

喜多方市耶麻郡連合支部

代表 大森 嗣久

◆不採択となったもの

○教育基本法を変えるよりも、その理念・精神を生かした教育改革の推進を求める陳情書

〈陳情者〉

福島市上浜町一〇―三八

福島県教職員組合

中央執行委員長

住谷 圭造

喜多方市松山町大飯坂字

東高儘一九二六―三九

福島県教職員組合

耶麻支部

支部長 佐藤 修二

▼趣旨採択となったもの

○地球温暖化防止・森林吸収源対策の着実な推進を求める請願

〈陳情者〉

会津若松市西栄町七―九

食とみどり・水を守る

会津地区労農市民会議

議長 小川 右善

◆意見書を可決し、国に提出

▼平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書

〈提出先〉

内閣総理大臣外

議会傍聴

『あなたも議会議を傍聴してみませんか』

次回の定例会は3月中旬頃の予定です。
ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。

電話が直通になりました。

直通 ☎ (23-3263)



12月定例会の様子を大塩区長会、ほかの皆さんが傍聴されました。

編集後記

「ホームページ開設のお知らせ」

議会のホームページを開設しました。メニューについては、次のとおりです。

議員名簿、歴代議長・副議長、村議会のしくみ、本会議の傍聴、請願・陳情の方法、定例会などの会議日程・議案会議結果、議会だより等がみられます。

ホームページアドレス

<http://www.vill.ktashi>

obara.fukushima.jp/

gyousei/gikai/

(村のホームページから入れます。)

☆2005年西年を迎え、皆様にとって最良の年でありますようお祈りいたします。